

令和 6 年度

与謝野町財政健全化審査
及び公営企業会計経営健全化審査意見書

令和 7 年 8 月 2 5 日

与謝野町監査委員

令和 6 年度 与謝野町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和 7 年 8 月 4 日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	備考 (当町の比率)
①実質赤字比率	— %	— %	13.81 %	20.00 %	—0.91 %
②連結実質赤字比率	—	—	18.81	30.00	—10.20
③実質公債費比率	15.8	17.6	25.0	35.00	
④将来負担比率	75.7	89.1	350.0		

(2) 個別意見

※ 4 指標算出の基礎となる標準財政規模を前年度比でみると、標準税収入額等が 14 千円、普通交付税額が 6,190 千円それぞれ増加したが、臨時財政対策債発行可能額が 19,309 千円減少したことから 848 千円増加の 7,760,392 千円である。

- ① 実質赤字比率は－0.91%である。0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。
- ② 連結実質赤字比率は－10.20%である。0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。
- ③ 実質公債費比率（3 か年平均）は 15.8%で、前年度から 1.8 ポイント改善した。特に単年度では 11.9%と前年度から 6.1 ポイント改善している。分母を構成する標準財政規模は前年度と大きな変化はなかったが、公営企業会計への準元利償還金 348,647 千円減少（下水道事業の公営企業会計移行に伴い、基準内繰出金算出の基礎が元利償還金から減価償却

費となり、単年度の一般会計の負担が算定上軽減）に加えて、令和５年度に実施した一般会計の繰上償還（137,135 千円）等により、元利償還金が 156,940 千円減少したことが主な要因である。早期健全化基準の 25.0%及び財政再生基準の 35.0%を下回っており問題のない値である。

しかしながら、地方債（町債）発行に知事の許可が必要となる「起債許可団体」の基準（18.0%）に近い数値である。

地方交付税の減少が推測される状況に加え、３か年平均を構成する令和５年度の高い数値 18.0%が、令和７年度まで影響することに留意が必要である。

「与謝野町財政計画」で示している地方債発行を抑制する等の取組及び行政改革大綱を遵守した行財政施策を実行する必要がある。なお、令和５年度決算統計でみると府内市町村の中では、ワースト１である。

- ④ 将来負担比率は、75.7%で早期健全化基準の 350.0%を大幅に下回っている。前年度から 13.4 ポイント改善している。

なお、令和５年度決算統計でみると、府内市町村の中ではワースト６に位置する。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和7年7月18日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準	備考 (当町の比率)
資金不足比率	% —	% —	% 20.0	% -142.6

(2) 個別意見

実質的な資金不足はなく、資金不足比率も0%以下になることから、経営健全化基準20.0%を下回り良好である。なお、水道事業財務の短期流動性を示す流動比率は100%以上が健全とされるが、138.6%（前年度163.6%）であり、短期流動性は確保している。現金預金も期末残高638,441千円を有しており、資金不足は発生せず良好な状態にあると認められる。

しかしながら、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、69.35%と事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を下回っており留意が必要である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和7年7月18日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準	備考 (当町の比率)
資金不足比率	— %	— %	20.0 %	—45.1 %

(2) 個別意見

実質的な資金不足はなく、資金不足比率も0%以下になることから、経営健全化比率20.0%を下回り良好である。なお、下水道事業財務の短期流動性を示す流動比率は100%以上が健全とされるが、22.0%であり、短期流動性は厳しい状況である。現金預金も期末残高110,375千円であり一般会計に依存した経営となっている。

下水道処理に係る費用に対して、下水道使用料でどの程度賄えているかを示す「経費回収率」は69.0%となっており、適正な使用料水準の設定による使用料収入の確保と汚水処理費の削減が必要である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。